

参考資料

1	京都市山ノ内浄水場跡地活用方針の策定の主な経過	参考資料 1
2	諮問書	参考資料 2
3	京都市山ノ内浄水場跡地活用方針検討委員会設置要綱	参考資料 3
4	京都市山ノ内浄水場跡地活用方針検討委員会委員名簿	参考資料 4
5	用途地域図	参考資料 5
6	用途地域内における主な建築物の用途制限	参考資料 6
7	京都市山ノ内浄水場跡地活用方針（案）に対する市民意見	参考資料 7

京都市山ノ内浄水場跡地活用方針の策定の主な経過

○平成 22 年 5 月 22 日

第 1 回京都市山ノ内浄水場跡地活用方針検討委員会

議題：委員会における検討事項及び当該用地の概要について
今後の委員会の進め方について

※現地視察を含む

○平成 22 年 6 月 14 日

第 2 回京都市山ノ内浄水場跡地活用方針検討委員会

議題：立地を誘導する施設（又は機能分野）について

○平成 22 年 8 月 4 日

第 3 回京都市山ノ内浄水場跡地活用方針検討委員会

議題：立地を誘導する施設（又は機能分野）について
誘導する施設（又は機能分野）に望まれる付加機能について

○平成 22 年 8 月 24 日

第 4 回京都市山ノ内浄水場跡地活用方針検討委員会

議題：この地域にふさわしい都市計画条件について
周辺地域との調和を図るために配慮すべき事項について

○平成 22 年 9 月 14 日

第 5 回京都市山ノ内浄水場跡地活用方針検討委員会

議題：京都市山ノ内浄水場跡地活用方針（案）について

○平成 22 年 9 月 30 日から 10 月 29 日まで

京都市山ノ内浄水場跡地活用方針（案）に対する市民意見募集の実施

○平成 22 年 11 月 15 日

第 6 回京都市山ノ内浄水場跡地活用方針検討委員会

議題：京都市山ノ内浄水場跡地活用方針（案）に対する市民意見募集結果につ
いて

京都市山ノ内浄水場跡地活用方針（最終案）について

○平成 22 年 11 月 19 日

京都市山ノ内浄水場跡地活用方針案について（答申）

諮 問 書

京都市山ノ内浄水場跡地活用方針検討委員会座長様

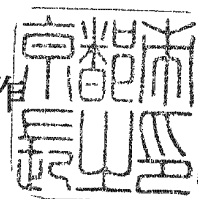
平成24年度末廃止予定の京都市山ノ内浄水場跡地の民間活力を活かした活用にあたり、本市西部地域はもとより、市全体の活性化や地下鉄増客等、全市的な観点から御審議のうえ、下記の当該用地の活用方針を答申いただきたく、ここに諮問いたします。

記

- 1 立地を誘導する施設（又は機能分野）
- 2 この地域にふさわしい都市計画条件（用途地域、建ぺい率、容積率、高さ規制等）
- 3 周辺地域との調和を図るために配慮すべき事項（まちづくり、景観、環境等）

平成22年5月22日

京都市長 門 川 大 作



京都市山ノ内浄水場跡地活用方針検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 京都市山ノ内浄水場跡地活用方針（以下「活用方針」という。）について、市長の諮問に応じ、調査及び審議するため、京都市山ノ内浄水場跡地活用方針検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、都市計画、経済及び交通政策等に関する専門的知識を有する学識経験者等並びに関係地元代表者から市長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員は、活用方針に関する審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(座長)

第4条 委員会に座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員の互選により定め、副座長は、座長が指名する。

3 座長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 委員会は座長が招集する。

2 座長は会議の議長となる。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総合企画局市民協働政策推進室において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年5月14日から施行する。

(経過措置)

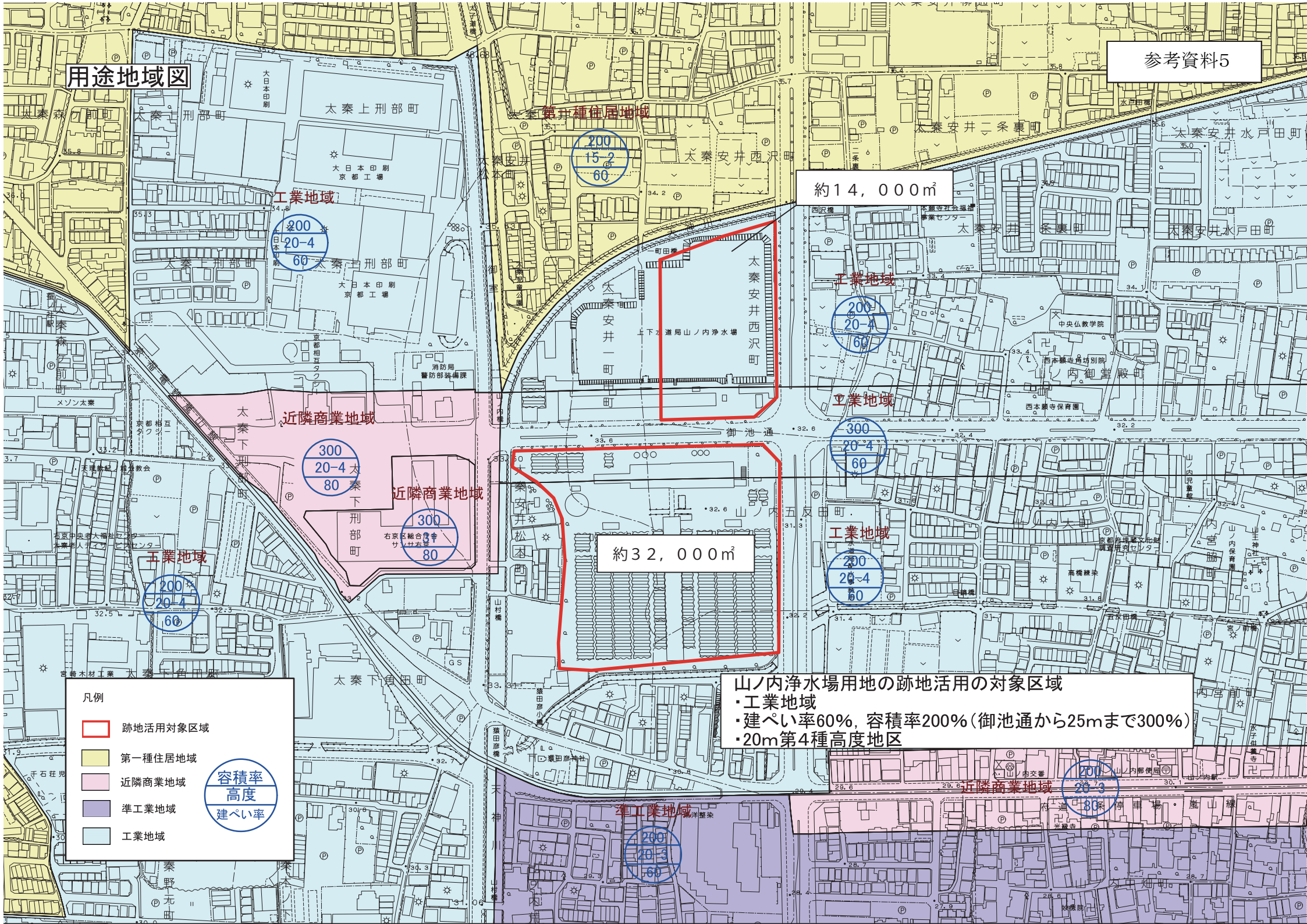
2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は市長が招集する。

京都市山ノ内浄水場跡地活用方針検討委員会委員名簿

	氏 名	役職等
	あらかわ 荒川 あけ み 朱美	京都造形芸術大学環境デザイン学科教授
副座長	おくはら 奥原 つねおき 恒興	京都商工会議所専務理事
	きた お 北尾 てつろう 哲郎	京都経済同友会代表幹事
	きむら 木村 ち え こ 千恵子	京都リサーチパーク(株)産学公連携部担当部長
	たけやま 竹山 きよし 聖	京都大学大学院工学研究科准教授・建築家
	つじた 辻田 も と こ 素子	龍谷大学経済学部准教授
座長	ど い 土井 つとむ 勉	京都大学大学院工学研究科特定教授
	やました 山下 きよし 澄	右京区自治会連合会会長

(平成22年11月19日現在，五十音順，敬称略)

用途地域図



約14,000㎡

約32,000㎡

山ノ内浄水場用地の跡地活用の対象区域
 ・工業地域
 ・建ぺい率60%, 容積率200% (御池通から25mまで300%)
 ・20m第4種高度地区

凡例

- 跡地活用対象区域
- 第一種住居地域
- 近隣商業地域
- 準工業地域
- 工業地域

容積率
高度
建ぺい率

用途地域内における主な建築物の用途制限

 建築できる  建築できない

例 示	専低第 用層 1 地住 域居種	専低第 用層 2 地住 域居種	専中第 用層 1 地住 域居種	専中第 用層 2 地住 域居種	住第 居 1 地 域種	住第 居 2 地 域種	地準 住 域居	地近 隣 商 域業	商 業 地 域	地準 工 域業	工 業 地 域	地工 業 専 域用
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿												
兼用住宅のうち、事務所等の部分が一定規模以下のもの												
幼稚園、小学校、中学校、高等学校												
図書館等												
神社、寺院、教会等												
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等												
保育所等、公衆浴場、診療所												
老人福祉センター、児童厚生施設等	1)	1)										
巡査派出所、公衆電話所等												
大学、高等専門学校、専修学校等												
病院												
床面積の合計が 150 ㎡以内の一定の店舗、飲食店等												4)
床面積の合計が 500 ㎡以内の一定の店舗、飲食店等												4)
上記以外の店舗、飲食店				2)	3)	5)	5)				5)	4)
上記以外の事務所等				2)	3)							
ボーリング場、スケート場、水泳場等					3)							
ホテル、旅館					3)							
自動車教習所、床面積の合計が 15 ㎡を超える畜舎					3)							
遊技場(マージャン屋、パチンコ屋、射的場)、勝馬投票券発売所等						5)	5)				5)	
上記以外の遊技場(カラオケボックス等)						5)	5)				5)	5)
2階以下かつ床面積の合計が 300 ㎡以下の自動車車庫												
営業用倉庫、3階以下又は床面積の合計が 300 ㎡を超える自動車車庫(一定規模以下の付属車庫等を除く)												
客室の部分の床面積の合計が 200 ㎡未満の劇場、映画館、演芸場、観覧場												
客室の部分の床面積の合計が 200 ㎡以上の劇場、映画館、演芸場、観覧場												
劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場(客席の部分に限る)又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 ㎡を超えるもの												
キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等												

1) については、一定規模以下のものに限り建築可能。

2) については、当該用途に供する部分が 2 階以下かつ、1,500 ㎡以下の場合に限り建築可能。

3) については、当該用途に供する部分が 3,000 ㎡以下の場合に限り建築可能。

4) については、物品販売店舗、飲食店が建築禁止。

5) については、当該用途に供する部分の床面積の合計が、10,000 ㎡以下の場合に限り建築可能。

山ノ内浄水場一帯の工業地域においては、京都市商業集積ガイドプランにより、店舗面積の上限を 8,000 ㎡としている。

京都市山ノ内浄水場跡地活用方針（案）に対する市民意見

「京都市山ノ内浄水場跡地活用方針（案）」について、市民意見募集を実施した。

1 周知方法

市役所市政案内所，各区役所・支所，京都市図書館，上下水道局営業所，市営地下鉄駅，キャンパスプラザ京都，京都市国際交流会館，関西日仏学館，日本ドイツ文化センター等において配布したパンフレット並びに市民しんぶん，市政広報ポスター及びホームページ等で周知を行った。

2 意見提出方法

郵送，持参，FAX及び電子メール

3 意見募集期間

平成22年9月30日（木）から平成22年10月29日（金）まで

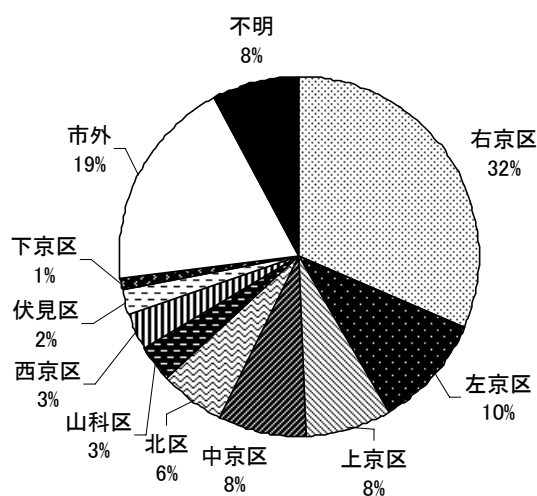
4 意見数等

89通，165件

5 意見提出者の属性

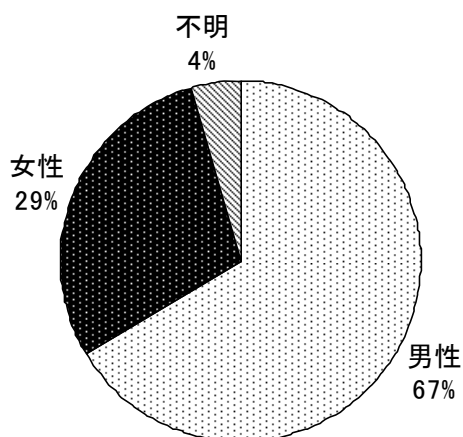
住所別

右京区	28名
左京区	9名
上京区	7名
中京区	7名
北区	5名
山科区	3名
西京区	3名
伏見区	2名
下京区	1名
市外	17名
不明	7名
総計	89名



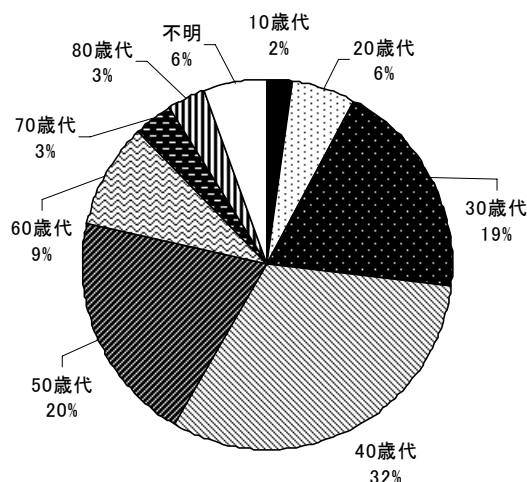
性別

男性	59名
女性	26名
不明	4名
総計	89名



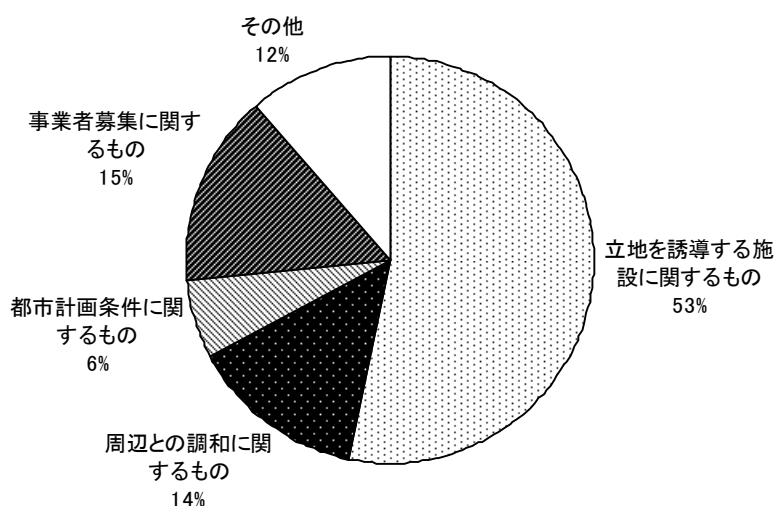
年代別

10 歳代	2 名
20 歳代	5 名
30 歳代	17 名
40 歳代	28 名
50 歳代	18 名
60 歳代	8 名
70 歳代	3 名
80 歳代	3 名
不明	5 名
総計	89 名



6 意見の概要（詳細は「7 市民意見の詳細」のとおり）

- ア 立地を誘導する施設に関するもの 88 件
 - ・ 大学の立地に賛同するもの (71 件)
(大学の種類・施設に関するものを含む)
 - ・ 他の施設の立地を求めるもの (17 件)
 - イ 周辺との調和に関するもの 23 件
 - ・ 景観に関するもの (9 件)
 - ・ 交通に関するもの (7 件)
 - ・ 施設の開放等に関するもの (7 件)
 - ウ 都市計画条件に関するもの 10 件
 - エ 事業者募集に関するもの 25 件
 - ・ 募集・選定条件に関するもの (16 件)
 - ・ その他 (9 件)
 - オ その他 19 件
- 総計 165 件



7 市民意見の詳細

	意見 番号	意見の概要	意見に対する見解
立地を誘導する施設に関するもの	大学の立地に賛同するもの（大学の種類・施設に関するものを含む）	1 大学を中核施設にすることは若者を呼び込むという点で良いことだと思う。	山ノ内浄水場に立地を誘導する施設としては、政策効果や経済波及効果(地下鉄増客を含む)、賑わいの創出及び交通アクセスの活用、跡地のスケールメリットへの適合、都市景観の向上などの観点から、中核施設を大学とすることが最も望ましいとの判断に至りました。 今後、京都市において大学の募集が行われ、立地効果の高い大学が総合的な評価を経て選定されるものと考えます。
		2 大学の誘致には賛成である。	
		3 ノーベル賞受賞者を多く輩出している学究都市に相応しい大学施設を誘致することが最も良い選択肢である。	
		4 基本的には賛成であるが、少子化が進んでいることから、大学以外の教育施設の立地も検討すべきである。	
		5 大学を誘致することに大いに賛成する。	
		6 大学機能の誘導に期待する。	
		7 地下鉄利用により市中心部の活性化にも役立つ。	
		8 大学を中核施設とすることに賛成する。	
		9 地下鉄沿線の大学の第二、第三キャンパス、市内中心部の敷地の狭い大学や周辺部の大学の移転先として適している。	
		10 理系学部を設置や大学院の併設により、長期間通学してもらえと思う。	
		11 地下鉄東西線開通、サンサ右京の建設、二条駅周辺の再開発等で市西部地域の様相が一変し喜んでいる。大学の誘致計画は二条駅とサンサ右京との間に賑わいをもたらすものとして期待している。	
		12 大学を誘導する今回の計画に賛成する。	
		13 大学が来るのに賛成する。	
		14 大学の開設、市外からの転入を民間活力を生かして行うことに賛成する。	
		15 中核施設を大学とする案に賛同する。	
		16 大学誘致する活用方針に賛成する。	
		17 大学を立地することは良い考えである。	
		18 大学を誘致することに賛成する。	
		19 大学がこの場所にやってくることに大いに期待する。	
		20 中核施設を大学とするのに賛成する。	
		21 大学を中核施設とする計画は大学のまち京都に相応しい政策であり大賛成である。	
		22 山ノ内に大学のキャンパスを誘致することは、学生の動線の主力を地下鉄にすることができるすばらしいものである。	
		23 山ノ内浄水場跡地には是非大学関連施設を誘致してもらいたい。	
		24 山ノ内浄水場跡地には大学(付属の小中高を含む)を誘致して京都の新しい時代の活力としてもらいたい。	
		25 大学が立地し、企業と連携することによって更に活性化することを望む。	
		26 中核施設を大学とする方針に賛成である。	
		27 大学のまち京都に相応しい大学施設が一番望ましい。	
		28 跡地を大学として使うのは良いアイデアである。	
		29 山ノ内浄水場跡地に大学を計画することに賛成する。	
		30 大学施設等を誘致し、地域の活性化を目指すことは良いことである。	
		31 大学を誘致することに賛成する。多くの人が集まる付加機能を備え、地域との調和が取れた大学の実現を希望する。	
		32 大学の立地が跡地活用としてはベストである。	
		33 跡地活用として大学を誘致するのは「大学のまち京都」に相応しい施策である。	
		34 地下鉄の増客のためにも大学等の集客施設を建設すべきである。	
		35 若者が集まる大学の建設に賛成する。	
		36 大学を誘致することは太秦天神川界限の活性化に繋がる。	
		37 地下鉄増客に繋がる大学誘致は大変すばらしい施策である。	
		38 学生の入学・卒業という新陳代謝が京都のまちの活性化に大きな役割を果たしていると思われ、山ノ内浄水場跡地への大学誘致を歓迎したい。	
		39 大学の誘致には賛成である。	

		意見 番号	意見の概要	意見に対する見解
立地を誘導する施設に関するもの	大学の立地に賛同するもの（大学の種類・施設に関するものを含む）	40	「学術のみやこ」となるよう、東京から大学を誘致してもらいたい。	活用方針(案)において「大学に望まれる付加機能」として、活動・交流・コンベンション・国際化等の拠点、生活の質の向上に貢献するもの、新しい時代を切り拓く知の集積につながるものなどを記載しています。 また、「事業者募集に当たっての留意点」において、大学を「広く公募し、提案された事業計画に対し、総合的な評価を経て優先事業者を決定することが望ましい」としています。
		41	他の都道府県から大学を誘致し、大学のまち京都を更に発展させるべきである。	
		42	京都以外の大学も含め誘致して欲しい。	
		43	大学の新設や転入、市内への回帰、学部の新設を主眼として大学を誘致することを強く要望する。	
		44	地下鉄沿線以外の大学を誘致し、地下鉄の増客を目指すべきである。また、話題性の高い大学を誘致できれば地元の機運も高まることと思う。	
		45	文系学部を中心とした大学若しくは東京六大学の京都校を誘致するなど戦略が必要である。	
		46	コンソーシアム京都加盟校以外の大学や海外も含めて誘致すべきである。海外の大学の場合は複数の国や地域で共有する施設とすべきである。	
		47	海外も含めて、研究レベルの高い文系の大学の誘致が望ましい。文系であれば学生が多く賑わいが増える。	
		48	将来の水不足に備え、水関連の研究を行う大学を誘致すべきである。	
		49	偏差値の高い大学ではなく、身近な大学であって欲しい。	
		50	京都のみならず関西圏をターゲットにした特色ある医療施設を持つ大学が誘致されればありがたい。	
		51	環境や教育の学部を有する大学を誘致することが望ましい。	
		52	大学を誘致するのは良いが、少子化が進む中での大学経営は難しいと思う。すぐに撤退されない長く続く大学を選ぶことが肝心である。	
		53	京都を拠点として育ってきた大学を大切にする視点を持つべきである、市外の大学を優先するといった表現はいかがなものか。	
		54	環境に配慮した都市計画や環境教育に関して理解や実績のある大学の誘致が望ましい。	
		55	地道な教育を展開する中で、本当にこの土地を必要としている大学に使ってもらうほうが良い。	
		56	市立芸大の施設が老朽化しているので、山ノ内浄水場跡地に移転してはどうか。	活用方針の検討に当たっては、民間活力の活用を前提としました。 京都市立芸術大学については、京都市において、「施設整備には、京都市の財政状況を勘案すると、相当の期間を要するが、キャンパスの街中への全面移転を基本に置きながら検討する」(京都市立芸術大学整備・改革基本計画、22年6月策定)とされており、京都市が財政状況を見据えながら中長期的な視点で検討されるべき課題と考えます。
		57	市立芸大を移転させ、中核施設とすると共に銅駝美術工芸高校も移転させ、芸術教育の一大拠点としてはどうか。	
		58	山ノ内浄水場跡地に市立芸大を移転させることが望ましい。	
		59	市立芸術大学の移転先としてはどうか。	
		60	市立芸大が地下鉄沿線にあると良い。	
		61	市立芸大を誘致すべきである。	政策効果や経済波及効果などの観点から、中核施設を大学とすることが最も望ましいとの判断に至りました。 具体的な施設計画については、今後選定される大学により決定されることとなります。 留学生住居につきましても、その中で検討されるべきものと考えます。
		62	山ノ内浄水場跡地に留学生の住居を建ててはどうか。	
		63	留学生用住宅を山ノ内浄水場跡地に建築してはどうか。	
		64	留学生の宿舎を建設されることを望む。	
		65	留学生のために大学の中に留学生宿舎を建設するとよい。	
		66	留学生住居を浄水場跡地に建築することを希望する。	
		67	山ノ内浄水場跡地に留学生マンションを建てることを強く希望する。	
		68	浄水場跡地に留学生の施設を作るのが良い。	
		69	留学生住宅を山ノ内浄水場跡地に作ることを提案する。	
		70	山ノ内浄水場跡地に留学生用の寮を持って行って欲しい。	
		71	留学生マンションを持ってくるのが良い。	

		意見番号	意見の概要	意見に対する見解
立地を誘導する施設に関するもの	他の施設の立地等を求めるもの	72	民間に利用させるのではなく、公園等を整備し市民が有用に利用できるよう考えるべきではないか。	立地を誘導する施設については、民間活力の活用を前提としたうえで、「文教・研究」「医療・福祉機能」「観光機能」の3分野を中心に、また、サッカースタジアム等も含めて議論を行いました。 具体的には、政策効果や地下鉄増客・税収を含む経済波及効果、賑わいの創出及び交通アクセスの活用、跡地のスケールメリットへの適合性等を視点として検討するとともに、多角的に検討を行うため、代表的な5種類の施設(大学・病院・ホテル・ミュージアム・健康施設)について、経済波及効果や民間事業者の立地可能性についての需要調査を実施しました。 これらを総合的に検討した結果、中核施設を大学とすることが最も望ましいとの判断に至りました。 なお、潤いのある空間が創出されるようオープンスペースや緑地の確保、施設の開放等を活用方針(案)に記載しています。
		73	大阪万博公園のように家族が楽しめる公園にできないか。	
		74	山ノ内学区には公園らしい公園が無い、浄水場跡地には公園を作るべきである。	
		75	敷地の一部に緑地公園を設置してもらいたい。	
		76	貴重な市民の財産である浄水場跡地は市民に開放された施設として市民が憩える公園、ミュージアム、ホール等の総合施設や老人福祉施設にすべきである。	
		77	会議室、イベント会場等を併設した運動公園施設を作るべきである。右京区には運動施設が少ない。	
		78	サッカー専用グラウンドができないか。	
		79	サンガスタジアムは検討しないのか。	
		80	宅地として分譲し、市の財源としてはどうか。	
		81	病院施設を誘致できないか。ベット数が限られているなかで、人間ドックのような予防医学的な施設の誘致も考えられる。	
		82	研究開発機関(企業)を誘致し新しい発明、新しい産業を興せないか。	
		83	跡地は災害時の避難場所として、地下には大型防水タンクを備えるべきである。	
		84	保育園など人々がコミュニケーションをとりやすい総合的な施設が必要ではないか。	
		85	人気キャラクターとタイアップしたアミューズメント施設の誘致を望む。	
		86	浄水場の機能を一部残し、地下水を利用した緊急用の浄水施設とするべきである。	
		87	地下施設を公共駐車場として、パークアンドライドの拠点とすべきである。	
		88	国際会議場を山ノ内浄水場跡地に移し、今の国際会議場の跡地に大学を誘致してはどうか。	
周辺との調和に関するもの	景観に関するもの	89	風格ある建築物による都市景観の向上を実現させ、周辺地域のイメージアップにつなげてもらいたい。	活用方針(案)において、「大学が配慮すべき事項」として、「質の高い新しいデザインで風格のある建物による都市景観の向上に努める」とことや「山なみを背景とし、周辺のまちなみと調和した、また、活用地全体がトータルデザインされた景観の創出に努める」ことを記載しています。
		90	京都らしいデザインの建物にしてもらいたい。	
		91	より良いまちづくりのため、建築計画には十分配慮して欲しい。	
		92	周囲の景観を損なわず、街並みと調和し、「京都」全体のイメージアップに繋がる施設の建築を望む。	
		93	50年後100年後の右京の核となる施設であるので、既存の大学が有するイメージや現行のデザイン基準に捉われない自由ですばらしいデザインの建築物となることを望む。	
		94	高さを低くして京都らしい景観に配慮したデザインの建物にすべき。	
		95	工業地域である周辺の景観が向上するような質の高い施設を作ってもらいたい。	
		96	景観面でまちなみと調和することはもとより、「水」をイメージした建物やキャンパスを構築してもらいたい。	
		97	100年後には文化的な風格の出るような、質のよい建物の建築を望む。	
	交通に関するもの	98	学生の自転車利用について、マナーや事故が心配である。学校側には真摯に対策に取り組んでもらいたい。	活用方針(案)において、「大学が配慮すべき事項」として、「自動車利用を抑制し、地下鉄等の公共交通機関の利用に努める」とことや「敷地の内外を問わず、安全・円滑で快適な歩行空間創出に努め、適切な駐輪システムを整備する」ことを記載しています。
		99	自動車の利用抑制と歩行者が歩きやすい環境(バリアフリー等)の整備が必要である。	
		100	土地が御池通で南北に分断されていることや歩行者の増加などから、大学に歩道の拡張や交通事故対策を義務付けるべきである。	
		101	周囲が工業地域であり工場が多数あり、トラック等の車両が多く、学生が増えることによる人身事故の発生が懸念される。周辺の道路環境整備等が必要である。	
		102	駐輪場は外部の人間が簡単に使えないようにすべきである。	
		103	学生のみならず、大学関係者の地下鉄利用を促進し、公共交通優先の環境に良いまちづくりに寄与してもらいたい。	
		104	自動車による通勤通学は原則禁止とすべきである。	
	施設の開放等に関するもの	105	地域の人々が気軽に集える憩いの空間となれば良い。	活用方針(案)において、「大学が配慮すべき事項」として、オープンスペースや緑地の確保、施設の開放、まちづくりの担い手として主体的にまちづくりを進めること等を記載しています。 より多くの人々が集まりやすい憩いの空間が創出されるよう、「4 周辺地域との調和を図るために大学が配慮すべき事項」の「(1) まちづくり」の5点目を「地域を含めた内外から、多様な人が気軽に集まり、交流するため、施設の開放と憩いの空間づくりに努める。」と改めます。
		106	図書館や運動施設等を一般開放するようにしてもらいたい。	
		107	屋上緑化により、緑の創出を行うと共に、大文字送り火等のイベント時には一般開放してもらいたい。	
		108	周辺住民が文化的な恩恵が受けられるような、施設の開放や催しの実施を望む。	
		109	付近の小中学生が気軽に入ることができる工夫が必要である。	
		110	大学が地域のまちづくりの主体となって、まちづくりに寄与することを大学に望まれる付加機能や配慮事項に掲げるべきである。	
		111	多目的ホールの併設など教育・文化活動を促進する工夫を期待する。	

	意見 番号	意見の概要	意見に対する見解
都市計画条件に関するもの	112	賑わいを生み出せるような用途変更は必要である。	現在、当該跡地は工業地域であり、大学等は立地できないことから、大学を中核とする施設の立地や交通結節機能を活かした賑わいの創出を行うためには、用途地域の見直しが必要であると考えます。 また、大学施設等の立地を誘導する観点から、容積率や高さについても活用方針(案)に記載した程度の緩和が必要であると考えます。 なお、当委員会において、優れた景観を確保する観点から議論した結果、「周辺との調和を図るため、一律に高さ31メートルの建築物を認めるものではなく、建築物の壁面の後退を定め、ゆとりあるオープンスペースを確保する必要がある」ことを活用方針(案)に記載しております。
	113	土地の有効活用や市民の交流の場となるオープンスペースの確保のための柔軟な都市計画の変更は高く評価できる。	
	114	景観規制も大切であるが、大学にとって魅力のある地域となり、大学の進出を促すよう、大学のニーズを調査し、更に制限を緩和すべきである。	
	115	大学については、景観等の規制を大幅に緩和すべきである。	
	116	大学誘致策として高さ、建ぺい率、容積率、景観規制等の規制を大幅に緩和すべきである。	
	117	高度地区規制の適用除外規定の活用は個別具体の建築計画に照らして行うべきであり、適用除外を活用することを前提とすべきではない。	
	118	高さの制限については、基本的に現行の20mを厳守して欲しい(シンボリックな塔等を除く)。	
	119	高さ制限の見直しに反対する。活用方針の景観の項と矛盾している。	
	120	通行者への圧迫感を軽減するため、建物と敷地の境界線は一定以上の距離を置くことや、敷地境界線に設置する塀等の高さを視線の高さ程度の高さに抑えるなどの配慮が必要である。	
	121	容積率はもっと高くても良いが、地下空間を利用すれば高さを緩和せず容積率を使うことができるため、高さ制限を緩和するべきではない。	
事業者募集に関するもの	募集・選定条件に関するもの	122	山ノ内浄水場跡地を活用する大学を幅広く募集することは、立地効果の高い大学の選定につながるから、活用方針(案)において「広く公募」することを記載しています。 大学の多様なニーズに対応する柔軟な手法で募集することが望ましいため、「6 事業者募集に当たっての留意点」において、「大学のニーズに合わせた柔軟な手法で」広く募集するとの表現を追加します。
		123	
		124	
		125	
		126	
		127	
		128	
		129	
		130	
		131	
		132	
		133	
		134	
		135	
		136	
		137	
	その他	138	
		139	
		140	
		141	
		142	
		143	
		144	
		145	
		146	

	意見 番号	意見の概要	意見に対する見解
その他	147	地下鉄駅と大学の間の道に物販、飲食、公園等の施設を取り入れ賑わいを創出すべきである。	今後、京都市のまちづくりや大学政策等において参考とされるべき意見と考えます。
	148	周辺地域に、市外からも多くの人が訪れる商業施設やホテル等の施設ができることを期待する。	
	149	周辺に飲食店、スーパー、銀行などができれば良い。	
	150	ホテル等のリゾート施設、スポーツクラブ、温泉等の娯楽施設が増えると良い。	
	151	御池通と葛野大路に面する土地には小規模商業施設を誘致すべきである。	
	152	規制を緩め、大学の周辺を若者にとって魅力的な場所に変わっていけるかが課題である。	
	153	誘致された大学を右京区の発展にどのように繋げていくのか考えていく必要がある。	
	154	山ノ内浄水場跡地であることを示すモニュメントを設置し、後世に残してもらいたい。	
	155	既存の建築物には優れた造形のものがいくつかある、それらを保存、活用し、この場所の記憶として次代に引継ぐべきである。 数十年後の価値を見越して考えてもらいたい。	
	156	市にとって財政的負担のない活用を望む。	
	157	大学周辺の整備に必要な市の経費を市の財政を踏まえながらうまく調整してもらいたい。	
	158	土地を売却するのか、賃貸するのかという大前提を抜きにした市民意見の募集はいかがなものか。	
	159	地下鉄ありきの活用に疑問を感じる。	
	160	現在営業している周辺の工場等への説明や事業に対する影響への配慮が優先されるべきである。	
	161	阪急電車を利用して大学に向かう者のため、阪急西京極駅や桂駅から山ノ内へのバス路線を拡充すべきである(西院駅は既にオーバーフローしている)。	
	162	市バスの混雑や到着の遅れが市外から阪急で通学する学生の足かせとなり、入学意欲を弱くしているように思う。山ノ内浄水場跡地への大学立地を機に阪急西京極駅と市西部に立地する大学を回るバス路線を考えてもらえないか。西院駅の積み残しや混雑の緩和になると思う。	
	163	活用方針案は短いスパンで考えられたものであり、50年後100年後を見据えて再検討が必要である。	
	164	天神川にかかる橋の歩道を拡幅すべきである。	
	165	学生の通学時間と通勤時間が重なり、地下鉄の混雑が増すので、地下鉄利用者としては賛成できない。	